

組合員各位

2021公告第25号

2022年1月25日

愛知県豊田市若宮町2丁目66番地
豊田グランドビル2F
トヨタ関連部品健康保険組合
理事長 長谷川 裕恭



組合規約の一部変更について

当健康保険組合規約の一部及び組合会会議規則の一部が、別紙のとおり変更になりますのでお知らせします。

以上

新旧条文対照表

新	旧
<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第55条 準備金は、次の各号に定める方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号方法により、保有しなければならない</p> <p>(1) 郵便貯金</p> <p>(2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</p> <p>(3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)</p> <p>(4) 国債又は地方債</p> <p>(5) 政府保証債又は金融債</p> <p>(6) 担保付社債</p> <p>(7) 抵当証券</p> <p>(8) コマーシャルペーパー</p> <p>(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</p> <p>(10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金</p> <p>(11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物</p> <p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p>第56条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第10号までの方法により保有しなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日) この規約は、令和4年2月1日から施行する。</p>	<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第55条 準備金は、次の各号に定める方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号方法により、保有しなければならない</p> <p>(1) 郵便貯金</p> <p>(2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</p> <p>(3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)</p> <p>(4) 国債又は地方債</p> <p>(5) 政府保証債又は金融債</p> <p>(6) 担保付社債</p> <p>(7) 抵当証券</p> <p>(8) コマーシャルペーパー</p> <p>(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</p> <p>(10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金</p> <p>(11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物</p> <p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p>第56条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第11号までの方法により保有しなければならない。</p>